

掛川市規則第23号

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年掛川市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中

<p>7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p>	<p>(1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう (2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう (3) 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう (4) 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう (5) ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん (6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん (7) ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん (8) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ (9) ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病 (10) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ (11) 1・2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん (12) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん (13) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ又は甲状腺がん (14) すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん (15) (1)から(14)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</p>
--	---

を
「

<p>7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p>	<p>(1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう (2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう (3) 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう (4) 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう (5) ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん (6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん (7) ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん (8) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ (9) ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病 (10) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ (11) 3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう (12) オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん (13) 1・2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん (14) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん</p>
--	--

- | |
|---|
| <p>(15) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ又は甲状腺がん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ</p> <p>(16) すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん</p> <p>(17) (1)から(16)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</p> |
|---|

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。